

収入・支出証拠書類等の保存期間変更（案）

平成22年7月21日

1 検討の経緯

- (1) 県としては、不適正経理が発生したことから、収入・支出証拠書類の保存期間の延長を検討することとした。
- (2) また、不正経理調査特別委員会から、「過去の調査ができるよう、会計関係の文書の保存を延長すること」との不正経理の再発防止に向けた提言を受けた。

2 現状

- (1) 出納その他の財務会計に関する文書の保存期間は、行政文書管理規則により5年、3年及び1年と重要度・利用度により区分されているが、収入・支出証拠書類等については、重要なものは「5年」、一般的なものは「3年」としている。
- (2) この保存期間は、出納業務に支障が生じないことを前提に、文書管理の効率化を図るということから定められている。

3 検討の結果

収入・支出証拠書類の保存期間について、3年のものにあっては5年に延長する。

ただし、債権の消滅時効が5年を超えるものについては、それぞれの時効期間とする。

理由

- (1) 現行3年保存の支出証拠書類を5年保存に延長した場合、支出証拠書類全体件数の約8割が延長されることとなる。
- (2) 会計検査における調査対象期間や各府省、大多数の都道府県における保存期間は、5年となっている。
- (3) また、時効期間が5年を超えるものについては、権利関係の立証のため、時効が完成するまでの間、証拠として保存することが万全であると思われる。

平成21年度支出負担行為件数調査結果

支出伝票保存期間別	件数	割合
3年保存	264,000件	82.5%
5年保存	56,000件	17.5%
合計	320,000件	100%

現在3年保存の支出証拠書類を5年保存に延長した場合、支出証拠書類全体件数の82.5%が延長されることになり、大幅な改善となる。

2年延長に伴う保存スペースは、本庁・出先機関ともおおむね確保が可能である。

各県の証拠書類保存年数表

支出証拠書類

H.22.7.21

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
千葉県			全般		特に重要なもの										
北海道					全般										
青森県					全般(ただし消滅時効が5年を超えるものは10年)					5年保存の内、消滅時効が5年を超えるもの					
岩手県					全般										
秋田県					全般										
山形県					全般(ただし退職手当の裁定に関するもの、恩給の裁定に関するものは30年)										退職手当の裁定に関するもの、恩給の裁定に関するもの
宮城県					全般										
福島県					支出負担行為調書(依命通達)										
栃木県		全般(ただし、法令等の規定により保存年限が定められているものについてはその年限)			国庫支出金にかかるもの										
群馬県		全般(ただし、国庫支出金関係のものは5年)			国庫支出金にかかるもの										
茨城県		物品関係	委託・工事関係		特に重要なもの										
埼玉県					全般										
東京都	300万未満		予定価格300万以上6,000万未満の物品購入		予定価格6,000万以上の物品の購入					予定価格6,000万以上の物品の購入(議決条例の適用を受けるもの)					
神奈川県					支出に関するもの					重要なもの					
山梨県					全般										
新潟県					全般										
富山県					全般(ただし文書の効力、重要度、史料価値等の見地から10年保存が適当なものは10年)					5年保存のもの内、文書の効力、重要度、史料価値等の見地から10年保存が適当なもの					
石川県					全般										
福井県					全般										
静岡県					全般										
長野県					全般										
岐阜県															全般(15年)
愛知県					全般										
三重県					全般										
滋賀県					全般(特に必要なものは10年、または永年)					5年保存のもの内、10年保存が特に必要なもの					
奈良県					全般										
和歌山県					支出票(公文書分類表)					重要なもの					
大阪府					全般		重要			特に重要なもの					
京都府					全般										
兵庫県		物品関係	委託・工事関係		重要なもの					特に重要なもの					
岡山県		債権の消滅時効による。(ただし当該支出の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が時効による保存年限を超えるときは当該文書の保存年限による。)			特に重要なもの										
鳥取県					全般										
広島県			所属で定めた支出原義の保存年数が3年のもの		全般(ただし所属で定めた支出原義の保存年限が3年のものは3年)										
島根県					全般										
山口県					全般										
香川県					全般										
徳島県					全般										
高知県					全般										
愛媛県					全般										
福岡県					全般										
大分県					全般										

各県の証拠書類保存年数表

支出証拠書類

H. 2. 2. 7. 21

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
佐賀県					全般(ただし土地購入費、家屋購入費にかかる書類、確定判決に基づく損害賠償にかかる書類は10年)					土地購入費、家屋購入費にかかる書類、確定判決に基づく損害賠償にかかる書類					
長崎県					工事の設計書、工事に関する命令書及び検査調書					全般(ただし工事の設計書、工事に関する命令書及び検査調書は5年)					
熊本県					全般										
宮崎県					全般					財産の取得・管理・処分					
鹿児島県					全般										
沖縄県					全般										

は全て又は原則 **は例外**
3年以下7都県、5年38道府県、10年以上2県

文書保存区分表(抜粋)

区分		収入証拠書類	支出証拠書類
5年	出納その他財務会計に関する文書で重要なもの	3年に区分される以外の収入証拠書類	職員手当等(退職手当に限る)、恩給及び退職年金、需用費(建築物の修繕料に限る)、委託料、使用料及び賃借料(不動産の借り上げ料に限る)、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費(重要物品の購入に限る)、負担金補助及び交付金(負担金は法令に基づくものに限る)、扶助費、貸付金(年度を越えて貸し付けるものに限る)、補償・補填及び賠償金、投資及び貸付金
3年	出納その他財務会計に関する文書	生産物売払収入、繰入金、繰越金、雑入その他	5年に区分される以外の支出証拠書類(県債に係るものを除く)

時効（消滅時効）

消滅時効とは、権利の不行使という事実状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係に合うかどうかにかかわらずこれを尊重してその権利を消滅させる制度である。

留意点	説明・根拠法令等																																																																
1 支払債務は時効により消滅していないか	<p>金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする(法 236)。</p> <p>(1) 上記の金銭債権の範囲は、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の地方公共団体の公法上の収入(法第 243 条の 2 の規定による損害賠償金、補助金の返還金、恩給の返還金等)及び補助金、交付金、分担金等の地方公共団体の公法上の支払金に限られる。(最高裁第 3 小法廷昭 46.11.30 判決)</p> <p>(2) 「時効に関し他の法律に定めがあるもの」とは、次に掲げる表のとおり、民法、商法、地方税法等、公法、私法のすべてに及んでいる。(昭 38.12.19 通知)</p> <p style="text-align: center;">消滅時効の期間に関する一覧表（県に対する金銭債権についてのみ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支出科目</th> <th>事 例</th> <th>根 拠 法 令</th> <th>時効期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報 酬</td> <td>委員報酬等</td> <td>労働基準法 115</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>給 料</td> <td>一般職給</td> <td>労働基準法 115</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職 員 手 当 等</td> <td>扶養手当、その他の法 又は条例に基づく手当</td> <td>労働基準法 115</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>退職手当</td> <td>労働基準法 115</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">共 済 費</td> <td>労働保険料</td> <td>労働保険の保険料の徴収等に関する法律 41</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料</td> <td>厚生年金保険法 92</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>健康保険料</td> <td>健康保険法 193</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>恩 給 及 び 退 職 年 金</td> <td>普通恩給、増加恩給、 扶助料、退隠料</td> <td>恩給法 5 県恩給条例 6</td> <td>7 年</td> </tr> <tr> <td>賃 金</td> <td>非常勤職員（人夫賃等）</td> <td>労働基準法 115</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>報 償 費</td> <td>弁護士、公証人</td> <td>民法 172</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>旅 費</td> <td>費用弁償、実費弁償、 一般旅費</td> <td>法 236</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">需 用 費</td> <td>消耗品(用紙、文具、雑品)</td> <td>民法 173・1号</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>燃料(ガソリン、灯油)</td> <td>民法 173・1号</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>印刷製本代</td> <td>民法 173・1号 2号</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>料理店の飲食代</td> <td>民法 174・4号</td> <td>1 年</td> </tr> <tr> <td>電気、ガス代</td> <td>民法 173・1号</td> <td>2 年</td> </tr> <tr> <td>水道代</td> <td>法 236</td> <td>5 年</td> </tr> </tbody> </table>	支出科目	事 例	根 拠 法 令	時効期間	報 酬	委員報酬等	労働基準法 115	2 年	給 料	一般職給	労働基準法 115	2 年	職 員 手 当 等	扶養手当、その他の法 又は条例に基づく手当	労働基準法 115	2 年	退職手当	労働基準法 115	5 年	共 済 費	労働保険料	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 41	2 年	厚生年金保険料	厚生年金保険法 92	2 年	健康保険料	健康保険法 193	2 年	恩 給 及 び 退 職 年 金	普通恩給、増加恩給、 扶助料、退隠料	恩給法 5 県恩給条例 6	7 年	賃 金	非常勤職員（人夫賃等）	労働基準法 115	2 年	報 償 費	弁護士、公証人	民法 172	2 年	旅 費	費用弁償、実費弁償、 一般旅費	法 236	5 年	需 用 費	消耗品(用紙、文具、雑品)	民法 173・1号	2 年	燃料(ガソリン、灯油)	民法 173・1号	2 年	印刷製本代	民法 173・1号 2号	2 年	料理店の飲食代	民法 174・4号	1 年	電気、ガス代	民法 173・1号	2 年	水道代	法 236	5 年
支出科目	事 例	根 拠 法 令	時効期間																																																														
報 酬	委員報酬等	労働基準法 115	2 年																																																														
給 料	一般職給	労働基準法 115	2 年																																																														
職 員 手 当 等	扶養手当、その他の法 又は条例に基づく手当	労働基準法 115	2 年																																																														
	退職手当	労働基準法 115	5 年																																																														
共 済 費	労働保険料	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 41	2 年																																																														
	厚生年金保険料	厚生年金保険法 92	2 年																																																														
	健康保険料	健康保険法 193	2 年																																																														
恩 給 及 び 退 職 年 金	普通恩給、増加恩給、 扶助料、退隠料	恩給法 5 県恩給条例 6	7 年																																																														
賃 金	非常勤職員（人夫賃等）	労働基準法 115	2 年																																																														
報 償 費	弁護士、公証人	民法 172	2 年																																																														
旅 費	費用弁償、実費弁償、 一般旅費	法 236	5 年																																																														
需 用 費	消耗品(用紙、文具、雑品)	民法 173・1号	2 年																																																														
	燃料(ガソリン、灯油)	民法 173・1号	2 年																																																														
	印刷製本代	民法 173・1号 2号	2 年																																																														
	料理店の飲食代	民法 174・4号	1 年																																																														
	電気、ガス代	民法 173・1号	2 年																																																														
	水道代	法 236	5 年																																																														

留意点	説明・根拠法令等			
	支出科目	事 例	根 拠 法 令	時効 期間
	役 務 費	運送費	民法 174・3号 商法 567	1年
		広告料	商法 522	5年
		筆耕、翻訳及び速記料	商法 522	5年
		し尿汲取料 (相手が公共団体) (相手が私人)	法 236 商法 522	5年 5年
	委 託 料	設計委託	民法 170・2号	3年
	使 用 料 及 び 賃 借 料	植木鉢借上料	民法 174・5号	1年
		土地借上料	民法 169	5年
		タクシー借上料	商法 522	5年
	工 事 請 負 費	工事代金	民法 170・2号	3年
	原 材 料 費	材料購入代	民法 173・1号	2年
	公 有 財 産 購 入 費	土地購入	民法 167	10年
		家屋購入	民法 167	10年
		土地買収(権力作用による場合)	法 236	5年
		家屋買収(権力作用による場合)	法 236	5年
		機械類	民法 173・1号	2年
	備 品 購 入 費	備品の購入	民法 173・1号	2年
	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	負担金、補助金、交付金	法 236	5年
	扶 助 費	医療扶助	民法 170・1号	3年
		助産扶助	民法 170・1号	3年
	補 償、補 て ん 及 び 賠 償 金	立退料移転営業補償(権力作用)	法 236	5年
		不法行為に基づく損害賠償請求権	民法 724	3年
		(確定判決等に基づく損害賠償請求権)	民法 174の2	10年
	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	税収入の過誤納還付金	地稅 18の3	5年
		旧年度における使用料等の過誤納に係る返還金	法 236	5年
		小切手償還請求に係る支払い	法 236 小切手法 72	5年
	公 課 費	自動車重量税	国稅通則法 72	5年
	<p>(注) 上記一覧表は、一般的な例示であるので契約その他個々の具体例によって検討する。</p>			

留意点	説明・根拠法令等
2 支払債務の時効の援用は要しないか	<p>金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについてもまた同様とする（法 236 ）。</p> <p>(1) 上記金銭債権の範囲は公法上の金銭債権である。（昭 47.6.19 行政実例）</p> <p>(2) 国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は、私法上の金銭債権であって、公法上の金銭債権ではなく、その消滅時効については、民法第 145 条の規定は「法律の特別の定めがある場合」に該当するので、時効の援用が必要である。（昭 46.11.30 最高裁判決）</p>